A

令和５年度 松山市会計年度任用職員（フルタイム母子支援員）採用試験実施要領

令和４年１２月２６日

松山市会計年度任用職員（フルタイム母子支援員）採用試験を次のとおり実施します。

１　試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
フルタイム母子支援員	２人程度	松山市母子生活支援施設（小栗寮） （松山市小栗七丁目１番３２号）

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

２　職務内容

(1) 入所者の生活支援、就労支援
(2) 児童の養育に関する相談、助言及び指導
(3) 関係機関との連絡調整その他母子の自立に向けた支援全般及び世帯の状況把握
(4) その他寮の管理運営に必要な業務等

３　受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
ア　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
イ　保育士の資格を有する者
ウ　社会福祉士の資格を有する者
エ　精神保健福祉士の資格を有する者
オ　学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令の規定による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上児童福祉事業に従事した者

(2) 次のアからオまでに該当しない者
ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ　松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
オ　平成１１年改正前の民法（明治２９年法律第８９号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

４　試験日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
令和５年２月１６日（木） 及び１７日（金）のうち 松山市が指定する１日	松山センタービル１号館 （松山市三番町四丁目９番地５）	令和５年３月上旬(予定)に受験者全員に合否を通知します。

（注）試験日時等の詳細は、受付期間終了後、申込者に通知します。

５　試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物についての個別面接	約１５分

６　受付期間

受付期間は、令和５年１月４日（水）から令和４年１月２３日（月）までです。
（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで）
郵送の場合は、令和５年１月２３日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

７　申込方法

Ａ４判（Ａ３判２つ折り可）の履歴書（必要事項を記入し、申込前６箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。）及び**志望動機**（Ａ４判４００字程度で作成、様式不問）を**子育て支援課**に**直接提出**し、又は**簡易書留**（封筒の表に「母子支援員採用試験申込み」と朱書きしてください。）で送付してください。

８　採用予定日

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（フルタイム母子支援員）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和５年４月１日以後、欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までです。

９　勤務条件

(1) 勤務時間等　勤務形態は４週８休制とし、次の勤務区分をシフト制・交替制で勤務します。

勤務区分	勤務時間	休憩時間
早出勤務 （土曜日、日曜日、祝日及び春季・夏季・冬季の長期休みを除く。）	午前７時００分 ～午後３時４５分	午前１１時００分 ～午後０時００分
早出勤務 （土曜日、日曜日、祝日及び春季・夏季・冬季の長期休みに限る。）	午前８時００分 ～午後４時４５分	午後０時３０分 ～午後１時３０分
中出勤務	午前９時００分 ～午後５時４５分	午後１時００分 ～午後２時００分
遅出勤務	午後０時３０分 ～午後９時１５分	午後４時３０分 ～午後５時３０分

(2) 週休日及び休日　日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）は、交替で休日を取得します。

(3) 有給休暇　年次休暇、療養休暇、特別休暇

(4) 給与等　松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、給料の支給日は、原則として、毎月２１日です。

給料	諸手当
月額１８７，７００円 （令和４年１２月１日現在）	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、 退職手当（６箇月を超えて勤務した場合に限る。）等

(5) 任用期間　令和６年３月３１日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和８年３月３１日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

※１　「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

※２　療養休暇又は休職により４月１日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

(6) 条件付採用　採用後１箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

(7) 保険等　健康保険（愛媛県市町村共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償制度

※　６箇月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給の対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。

(8) 兼業　任命権者の許可を受けない限り、兼業をすることができません。

（注）上記の勤務条件は改定される場合があります。

１０　注意事項

(1) 指定された日時に試験会場に集合してください。

(2) 試験当日は、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、マスクを持参し、着用してください。

(3) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。

(4) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(5) **履歴書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。**

(6) 台風などの非常災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、市ホームページ等でお知らせします。

(7) その他質問等は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までに子育て支援課に問い合わせてください。

＜提出先及び問合せ先＞
〒７９０－８５７１　松山市二番町四丁目７番地２
松山市 保健福祉部 子育て支援課　総務・ひとり親福祉担当
電話　０８９－９４８－６４１８